UNION サービス会員 利用規約

無線 wi-fi サービス

第 1 条(無線機器)

お客様が株式会社 UNION に無線 wi·fi サービス(以下「本サービス」といいます)を申し込み、当社が当該申し込みを承諾した対象機器がサービス機器となります。対象機器の機種は当社指定のものとしますが、お客様は第5条に定める場合を除き、対象機器の変更、交換することはできません。

第 2 条(本サービスの成立と有効期間及び申し込み内容の変更・取消)

1.契約は、お客様が本サービスに対して申し込みを行った後、当社が当該申し込みを承諾した時をもって成立し、お客様が 当社により解約もしく は解除された時、もしくは他の事由により本サービスが終了する時まで継続するものとします。

2.お客様は、前項の申し込み内容に変更・取消があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第3条(対象機器の引渡し)

1.当社は、本サービス機器をお客様の指定する日本国内の場所に送付することにより、対象機器をお客様に引渡します。

2.対象機器のお客様への引渡しの日から 7 日以内に、対象機器について次条に定める保証に反することについての通知がお客様から当社になされない場合、対象機器が正常に動作することにつきお客様が確認したものとみなします。

第 4 条(保証)

当社は、お客様に対して対象機器の引渡しの時において対象機器が製品仕様に基づいて正常に動作することのみを保証します。また、当社は、お客様に対して対象機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性について一切保証しません。

第 5 冬(修理 交換)

- 1.当社は、本サービスの有効期間中に対象機器に故障が発生した場合、当社の選択により、対象機器を有償で修理し、または対象機器を交換します。ただし、以下の場合には、当該有償交換の対象から除外するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- (1)使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。
- (2) 当社からお客様への対象機器の引渡し後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
- (3)火災、地震、風水害その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
- (4)お客様による不当な修理や改造による故障および損傷。
- (5)その他お客様の責に帰すべき事由による故障および損傷。
- 2.対象機器の故障がお客様の責に帰すべき事由による場合、お客様は、当社が故障の原因調査、または対象機器の交換等の必要な処置のため要した費用を負担するものとします。

第 6 条(ソフトウェア)

- 1.お客様は、対象機器の一部を構成するソフトウェア(以下「ソフトウェア」といいます)の使用にあたり、当該ソフトウェアの使用許諾条件に同意し、これを遵守するものとします。
- 2.お客様は、ソフトウェアに関し、下記事項を行うことはできません。
- (1)ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のためにソフトウェアの再使用権を設定すること。
- (2)ソフトウェアを対象機器以外のものに使用すること。
- (3)ソフトウェアを複製すること。
- (4)ソフトウェアに対してリバースエンジニア、デコンパイルおよびディスアセンブルを行うこと。
- (5)ソフトウェアを変更または修正すること。

第 7 条(諸費用等)

- 1,お客様は、当社が対象機器を発送した日を課金起算日として、本サービスの有効期間中、サービス代金 1500 円(税別)を当社に支払います。 2.本サービスの開始月については、本サービス申込月 20 日までは当月課金開始月とし、本サービス申込月 21 日以降は翌月を課金開始月とするものとします。
- 3.利用期間は、当社が別に指定する加入日から3年間とします。
- ※利用期間内にお客様のご都合により本サービスを解約された場合は、違約金をお支払いいただきます。利用期間内解約の場合本サービス申込月を1か月目と起算して12ヶ月未満は、15,000 円(税抜)、12カ月目から24カ月未満は10,000 円(税抜)、24カ月から36カ月までは5,000 円(税抜)とします。
- 4.契約者は、前項の最低利用期間内に本サービスを解約した場合には、当社が定める期日までに、前項の違約金、及び、解約月末日までのサービス利用料金を次月支払予定額に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払済みの料金がある場合には当社は払戻しを行わないものとします。
- 5.前項の場合において算出される額は、解約があった日現在において利用している本サービスの解約申出対象すべてが基準になるものとします。

第 8 条(消費税)

第7条に定める諸費用には消費税は含まれないものとし、お客様はサービス代金およびその他の諸費用については、消費税法所定の消費税額を付加して当社に支払うものとします。

第 9 条(対象機器の使用および保管)

- 1.お客様は、善良な管理者の注意をもって、対象機器を使用、保管するものとします。
- 2.お客様は、対象機器に貼付される当社の対象機器に対する所有権を示す表示、検査調整済みであることを示す表示等を消去、上書、隠ぺいおよび改ざんしないものとし、対象機器を改造しないものとします。
- 3.本サービスの有効期間中に、お客様により対象機器、またはその設置、保管および使用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様が第三者に対して当該損害を賠償するものとします。
- 4.転居などの理由により対象機器の使用場所を変更した場合、お客様は当社に対し、新たな使用場所を通知するものとします。

第 10 条(対象機器の毀損、滅失、紛失)

- 1.お客様が、対象機器を毀損、滅失、紛失した場合、直ちに当社に通知するものとします。
- 2.お客様が、お客様の責に帰すべき事由により対象機器を毀損、滅失または紛失したと当社が判断した場合、お客様は当社に対して、対象機器の損害賠償金として、対象機器1セットあたり5,000円(税別)を支払うものとします。なお、理由の如何に関わらず、損害賠償金の返却は一切行いません。
- 3.前項に定める損害賠償金については、当社がお客様より回収することができるものとします。

第 11 条(輸出の禁止)

お客様は、対象機器を日本国内のみで使用するものとし、対象機器を日本国外に輸出することはできません。

第 12 条(転貸、譲渡等の禁止)

- 1.お客様は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、対象機器を第三者に転貸することはできません。
- 2.お客様は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、対象機器を第三者に譲渡し、対象機器について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定し、または他の方法により対象機器を処分することはできません。
- 3.お客様は、対象機器について、第三者からの強制執行その他の法律行為などによる、対象機器に対する当社の所有権の侵害から対象機器を 保全するとともに、対象機器に対する当社の所有権の侵害またはそのおそれのある事態が発生した場合には、直ちに当社に通知し、お客様の責任と費用負担により速やかに当該事態を解消させなければなりません。
- 4.第3項の場合において、当社が自ら必要な措置をとった場合、お客様は当社が負担した一切の費用を負担するものとします。
- 5.第1項および第2項の定めの違反があった場合、お客様は、当該お客様による違反により当社が被った損害を賠償するものとします。

第 13 条(解約)

お客様は、当社に対して、所定の手続により通知することにより、本サービスの解約を申し込むことができます。但し、解約は当社が、この申し込みを承諾した期日をもって成立するものとします。

第 14 条(解除)

お客様が、本サービス代金その他当社に対して負担する金銭債務の支払いを1回でも遅延し、または本特約の定めの一にでも違反した場合、当社は本サービスを直ちに解除できるものとし、この場合、お客様は直ちに当社に対し、違約金を支払わなければならず、かつ、未払いのサービス代金その他一切の金銭債務全額を当社に支払わなければなりません。ただし、上記の本サービスの解除は、当社のお客様に対する損害賠償請求の権利を妨げるものではありません。

第 15 条(対象機器のサポート)

対象機器に関してのお客様のサポートは、当社及び販売代理店において行います。

第 16 条(権利義務の譲渡等)

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本サービス上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。